

「How To 完成検査」について

本書は、指定自動車整備事業者、特に自動車検査員が行う自動車が保安基準に適合する否かの検査、いわゆる完成検査の実施方法及びポイントについてまとめた書籍です。動画を収録した付録のDVD「How To 完成検査～同一性の確認及びテストによる検査編～」と併せてご覧ください。構成及び収録ページは以下とおりです。

序章

- 1 「指定自動車整備事業」について 3
- 2 「自動車検査員」の主な職務 6

第1章 同一性の確認

- 1 自動車登録番号又は車両番号 7
- 2 自動車の種別 8
- 3 用途 10
- 4 自家用・事業用の別 13
- 5 車体の形状 14
- 6 車名及び型式 15
- 7 乗車定員 17
- 8 最大積載量 18
- 9 車両重量 18
- 10 車両総重量 19
- 11 車台番号及び原動機の型式 20
- 12 長さ、幅及び高さ 23
- 13 軸重 24
- 14 総排気量又は定格出力 24
- 15 燃料の種類 25
- 16 備考欄 25

第2章 構造に関する検査

- 1 最低地上高 33
- 2 最大安定傾斜角度 35
- 3 最小回転半径 35

第3章 装置に関する検査（その1） テストによる検査

- 1 テスタによる検査について 37
- 2 サイドスリップ・テスト 40
- 3 ブレーキ・テスト 42
- 4 スピードメータ・テスト 48
- 5 ヘッドライト・テスト 52
- 6 音量計・騒音計／近接排気騒音 61
- 7 音量計・騒音計／警音器 81

- 8 CO・HC テスタ 84
- 9 オパシメータ 86

第4章 装置に関する検査（その2）

- 1 動力伝達装置 98
- 2 走行装置 98
- 3 操縦装置 101
- 4 制動装置 101
- 5 緩衝装置 102
- 6 燃料装置 102
- 7 車枠及び車体 103
- 8 連結装置 104
- 9 物品積載装置 105
- 10 内圧容器及びその附属装置 105

第5章 装置に関する検査（その3）

- 1 原動機 106
- 2 電気装置 106
- 3 乗車装置 107
- 4 前面ガラスその他の窓ガラス 109
- 5 騒音防止装置 109
- 6 ばい煙等の発散防止装置 110
- 7 灯火装置及び反射器 111
- 8 警報装置 112
- 9 指示装置 113
- 10 視野を確保する装置 113
- 11 走行距離計その他の計器 115
- 12 防火装置 116
- 13 その他 117

資料編

- 1 自動車登録番号標等の表示方法 118
- 2 自動車部品装着時の取扱い 120
- 3 定期点検の間隔と自動車検査証の有効期間 123

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

1 指定自動車整備事業とは

1. 指定自動車整備事業とは、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、所定の基準（*1）を満たし、国が行う自動車検査業務の一部を代行（*2）するにふさわしい事業者（*3）として、国土交通省地方運輸局長から指定を受けたものである。

***1 「所定の基準」**

- ①認定規則で定める設備、技術及び管理組織を有すること
- ②指定規則で定める検査設備を有すること
- ③自動車検査員を選任していること

***2 「代行している検査業務」**

継続検査時に指定自動車整備事業者が交付する有効な保安基準適合証の提出がある場合、その自動車は保安基準に適合しているとみなされる（現車提示の省略）。従って、指定自動車整備事業者は、国が行う保安基準に適合するか否かの検査等を代行していることになる。

***3 「事業者」**

事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。主たる義務者であり、法人企業であれば当該法人（単に法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指している。〔労働安全衛生法2条3号〕

2. 指定自動車整備事業者は、国が行う自動車検査業務の一部を代行する責任ある立場にあることから、その責務を自覚し、自ら関係法令を遵守する必要がある。
3. なお、保安基準適合証等の交付業務に従事する指定自動車整備事業者のみならず自動車検査員、役員及び職員は公務に従事する職員とみなされ、刑法その他罰則が適用されることになる。いわゆる「みなし公務員（*）」として扱われる。

*** 「みなし公務員」**

公務員ではないが、職務内容が公務に準ずる公益性及び公共性を有しているため、公務員の職務を代行するものとして、刑法の適用について公務員と同等の扱いを受ける者をいう。このため、秘密の保持義務（いわゆる守秘義務）が求められるほか、公正妥当な執行を担保するための贈収賄罪や公務員職権濫用罪等の汚職の罪、虚偽公文書作成罪及び公務執行妨害罪等が適用される。

法令遵守？コンプライアンス？とは

「法令遵守」（ほうれいじゅんしゅ）を英語で「コンプライアンス」（compliance）という。

法令遵守とは、読んで字のごとく法律及び命令をよく守ることであるが、単に「法令を守れば良い」というわけではない。

現在、企業に求められているコンプライアンスは、法令遵守だけでなく、倫理観、公序良俗などの社会的な規範に従い、公正・公平に業務をおこなうことが求められている。



第1章 同一性の確認

1. 同一性の確認とは、本章に掲げる項目について、自動車検査証や登録識別情報等通知書もしくは自動車検査証返納証明書（以下、単に自動車検査証と標記）と現車とを照合確認することをいう。

《自動車検査証と同一性の確認事項》

自動車検査証				車体の形状			
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別		
1 …P.7			2 …P.8	3 P.10	4 …P.13	5 …P.14	
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
6 …P.15			7 …P.17	8 …P.18	9 …P.18	10 …P.19	
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重
11 …P.20			12 …P.23	12	12	13 …P.24	13
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号	
6 …P.15	11 …P.20	14 …P.24	15 …P.25				
所有者の氏名又は名称							
所有者の住所							
使用者の氏名又は名称							
使用者の住所							
使用の本拠の位置							
有効期間の満了する日							
備考							
16 …P.25							

1

自動車登録番号又は車両番号

1. 破損、き損等がないこと（破損時等は再交付を受ける）。
2. 自動車登録番号標又は車両番号標が前後に取り付けられていること（二輪自動車は後面のみ）。
3. 自動車登録番号標については、封印が後面の自動車登録番号標の左上部に取り付けられていること（滅失時等は再封印を受ける）。

※自動車登録番号標の封印取付け業務にあたり、同一性の確認は慎重に行うこと。

4. 自動車登録番号標又は車両番号標が適切に表示されていること（資料編「1自動車登録番号標等の表示方法」参照）。

〈破損がない状態〉



〈ドライバーにより一度封を外した状態〉



【封印の例】

第2章 構造に関する検査

- 次に掲げる事項について、**視認その他適切な方法**により検査するものとする。
- 構造に関する検査における「長さ幅及び高さ」及び「車両重量及び車両総重量」については、第1章 同一性の確認を参照。

1

最低地上高

保安基準	主な検査内容
第3条 最低地上高	9 cm (アンダーカバー付等は5 cm) 以上等

- 自動車の最低地上高は、**巻尺等その他適切な方法**により審査したときに、自動車の接地部以外の部分が、安全な運行を確保できるように地面との間に適当な間げきを有するものでなければならない。

1 改造がない場合

- 地上高が指定自動車等と同一と認められる自動車に該当するものはこの基準に適合する。

2 改造がある場合

- 最低地上高が低くなるような改造がされた《対象自動車》については、《測定条件》で測定した場合において、《判定値》を満たすものはこの基準に適合する。

《対象自動車》

- いずれも二輪自動車を除く。
 - 車両総重量 2.8 トン以下の乗車定員 10 人以下の普通・小型自動車
 - 車両総重量 2.8 トン超の乗車定員 10 人以下の乗用自動車
 - 軽自動車

《測定条件》

- 地上高は、次の方法により求める。
 - 空車状態。
 - タイヤ空気圧は規定値。
 - 車高調整装置が装着されている自動車は、標準（中立）の位置。ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最低となる位置と車高が最高となる位置の中間の位置とする。
 - 測定する自動車を舗装された平面に置き、地上高を巻尺等を用いて測定する。
 - 測定値は、1 cm 未満は切り捨て、cm 単位とする。

1 テスタによる検査について

1 検査内容

▷車両法 第94条の5第4項、指定規則 第8条・別表第2

①自動車検査員による自動車検査の基準は、「1. 構造に関する検査」、「2. 装置に関する検査（その1）」、「3. 装置に関する検査（その2）」及び「4. 装置に関する検査（その3）」の4項目に分かれており、テスタによる検査基準は「2. 装置に関する検査（その1）」において次のように定められている。



《指定規則 別表第2（検査の基準） 2. 装置に関する検査（その1） 編集抜粋》

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10) 及び (11) に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるとき（*）に限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8) 及び (9) に掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

検査項目	使用テスタ	走行検査 (*)	視認検査	収録 ページ
(1) かじ取り車輪の整列状態（横滑り量）	サイドスリップ・テスタ	○	—	P.40
(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスタ	○	—	P.42
(3) 自動車が発する騒音の大きさ（近接排気騒音）	音量計	—	○	P.61
(4) 自動車から排出される一酸化炭素（CO）の濃度	一酸化炭素測定器 （CO・HCテスタ）	—	—	P.84
(5) 自動車から排出される炭化水素（HC）の濃度	炭化水素測定器 （CO・HCテスタ）	—	—	
(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器	—	○	—
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ	—	—	P.86
(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機 （ヘッドライト・テスタ）	—	○	P.52
(9) 警音器の音の大きさ	音量計	—	○	P.81
(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機 （スピードメータ・テスタ）	○	—	P.48
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機	○	—	

* 「テスタによる検査が困難であるとき」当該指定工場に設置したテスタの許容輪荷重を超える場合や、テスタの故障、校正不適合の場合は含まれない。軸重等の基準緩和車両であり、検査場へ持ち込んで検査ができない場合等、物理的にテスタを用いて検査することができないときを指している。

第4章 装置に関する検査（その2）

1. 次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるとできるときに限り、視認等により検査することができる。

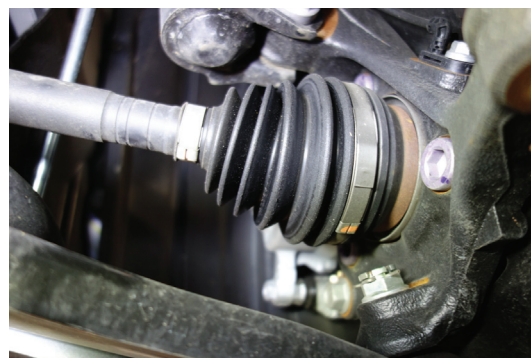
1

動力伝達装置

保安基準	主な検査内容
第8条 原動機及び動力伝達装置	変速機能、プロペラシャフトのがた、ダストブーツの損傷、スプロケットの損傷、チェーンの緩み、走行性能、スピードリミッターの取付・機能等

1. 自動車の動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。

- ①クラッチの作動状態が適正であること若しくは著しい滑りがないこと。
- ②動力伝達装置に著しい液漏れがないこと。
- ③自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷がないこと。
- ④自在接手部のダストブーツに損傷がないこと。



【ドライブシャフトブーツ】

2

走行装置

保安基準	主な検査内容
第7条 接地部及び接地圧	道路を損傷しないもの等
第9条 走行装置等	ホイール・タイヤの亀裂、コードの露出、溝の深さ、空気圧、軽合金ホイールマーク、ホイールベアリングのがた等

1. 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く）は、強度等に関し、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。

ホイール関連

- ①ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落がないこと又は割ピンの脱落がないこと。
- ②複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、検査用ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入していないこと。
- ③車輪に著しい振れがないこと。
- ④車輪の回転が円滑であること。



【検査用ハンマによる検査】

第5章 装置に関する検査（その3）

1. 次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

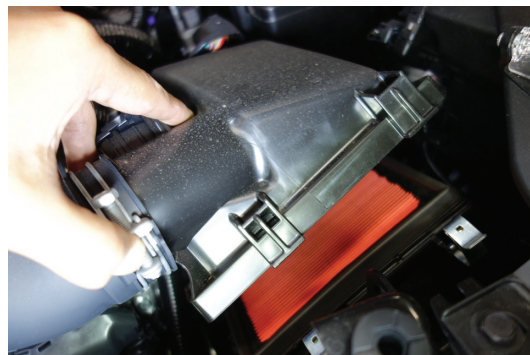
1

原動機

保安基準	主な検査内容
第8条 原動機及び動力伝達装置	原動機の始動、作動中の異音、油（水）漏れ、ファンベルトの緩み・損傷等

1. 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。

- ①原動機の始動が著しく困難でないこと。
- ②原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるものでないこと。
- ③原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇すること。
- ④エア・クリーナが取外されていないこと。
- ⑤潤滑系統に著しい油漏れがないこと。
- ⑥冷却装置に著しい水漏れがないこと。
- ⑦ファンベルト等に著しい緩み又は損傷がないこと。
- ⑧テルテールの識別表示のうち、右に掲げる表示が継続して点灯していないこと。



【エア・クリーナ】



【原動機（異常）のテルテール】

2

電気装置

保安基準	主な検査内容
第17条の2 電気装置	電気配線の被覆、バッテリー端子等の緩み・覆い等

1. 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法、性能等に関し、基準に適合するものでなければならない。

- ①車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
- ②蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにされていること。



【蓄電池（バッテリー）】

よくわかるハウツーシリーズ

How To 完成検査

令和4年2月9日 発行

定価 2,200 円 (税込) / 送料 300 円

■ 発 行 株式会社 公論出版
〒 110-0005 台東区上野 3-1-8
電 話 03-3837-5731
F A X 03-3837-5740

■ 印 刷 照栄印刷 株式会社
〒 116-0001 荒川区町屋 1-38-16 菱興町屋ビル
電 話 03-3892-4111
F A X 03-3895-2400